

中央人権福祉センター

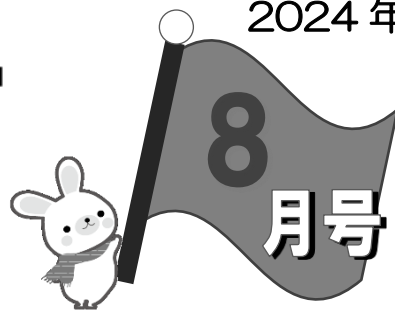


—chuo jinken fukushi center newsletter—

発行／鳥取市中央人権福祉センター

〒680-0823 鳥取市幸町 151

☎ (0857) 24-8241 fax (0857) 24-8067



インターネットにおける人権問題

【どんなことが人権侵害になるの？】



インターネットでは、自分の名前や顔を簡単には知られることなく発言することができます。そのため、匿名性を悪用した人権侵害が発生しています。最近では、いじめなどの事件をきっかけに、インターネット上に、不確かな情報に基づき、その事件の関係者とされる人たちの個人情報を流す書き込みがされたり、誤った情報に基づいて全く関係のない人々を誹謗中傷(根拠のない悪口や嫌がらせ)する書き込みがされたりしています。

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまう。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損等の罪に問われることもあります。

令和4年(2022年)中に法務省の人権擁護機関が処理したインターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件の数(処理件数)は、1,600件となりました。このうち、特定の個人について、根拠のないうわさや悪口を書き込むなどして、その人の社会的評価を低下させるといった名誉毀損に関する事案と、個人情報や私生活の事実にかかわる内容などを本人に無断で掲載するといったプライバシー侵害に関する事案の二つで全体の約6割を占めています。

【インターネット上の人権侵害を防ぐには？】



インターネットを利用するときも、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。お互いの顔は見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ生身の人間であるということを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。

インターネットは発信者が特定できないわけではありません。後述する発信者情報の開示請求手続等により、発信者を特定できる場合もあります。匿名の書き込みであっても、その内容には責任を持つ必要があるということを覚えておきましょう。

人権と福祉のまちづくり講座

■開催日時 8月8日(木) 13:30~15:30
■会場 麒麟 Square 2階多目的室3 (鳥取市幸町71)
■演題 「災害時にとり残される人々」
■講師 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
 鳥取県災害福祉支援センター
 災害支援専門官 ^{しらとり} 白鳥 ^{こうた} 孝太さん



申込はこちらから!! →

参加費
無料

※ 対象 市内在住または通勤・通学している方、その他関係機関職員
 定員 30名 (申込順で受付、定員になり次第募集終了)
 申込期限 8月2日(金)



地域(子ども)食堂の情報はこちらから



鳥取市中央人権福祉センター
 幸町151 (鳥取市人権交流プラザ内)
 TEL : 0857-24-8241
 FAX : 0857-24-8067

8月 人権・生活相談 日程



カウンセラー相談

【開催日】 8月6日(火)・20日(火)
【時間】 15:00~17:00
【定員】 2名まで

(※予約制・先着順・1人あたり60分)

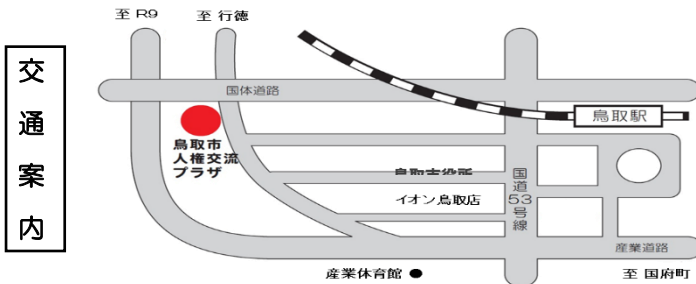
夜間弁護士相談



【開催日】 8月22日(木)
【時間】 18:30~20:30
【定員】 3名まで

(※予約制・先着順・1人あたり30分)

【鳥取市中央人権福祉センター】鳥取市幸町151 (鳥取市人権交流プラザ内)



センターの場所がわからない場合は、お気軽にお電話ください。(☎ 0857-24-8241)

JR 鳥取駅から900m

100円バス「くる梨」(全コース赤・青・緑)

☆「市役所前」下車 450m

【より親しんでいただける広報紙へ!】 アンケート受付中!
 人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
 アンケートにお答えいただけましたら幸いです。

回答はこちらから

